

【公共施設の整備状況の各項目の概要と判定基準について】(P3~P11)

①駐車場

一般駐車場

《判定基準》 ○：有 ×：無 −：本項目では使用しない

車椅子用駐車場

- ・幅 350 cm 以上の駐車場
- ・車椅子使用者用駐車施設であることが見やすく表示されている駐車場

《判定基準》 ○：有 ×：無 −：駐車場が未整備

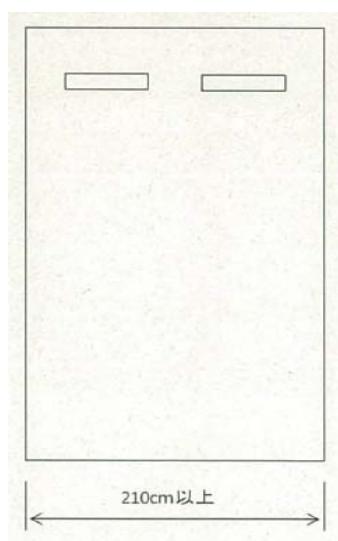
障害者等用駐車区画

- ・幅 210 cm 以上 350 cm 未満の駐車場

《判定基準》 ○：有 ×：無 −：駐車場が未整備



車椅子用駐車場



障害者等用駐車区画

②出入口

スロープ

《判定基準》 ○：有 ×：無 −：出入口に段差がない場合

自動ドア

《判定基準》 ○：有 ×：無 −：出入口に扉がない場合

③誘導・案内設備

点字案内表示

- ・点字により施設全体が把握できる案内板のこと

《判定基準》 ○：有 ×：無 −：本項目では使用しない

点字ブロック

《判定基準》○：有※ ×：無 −：本項目では使用しない

※施設全体に設置されていなくても、案内窓口・受付などの人がいる場所まで設置されていれば「○」と判定
廊下の手摺り

《判定基準》○：有 ×：無 −：廊下が無い場合

④トイレ

一般用トイレ

《判定基準》○：有 ×：無 −：本項目では使用しない

手摺り付き洋式トイレ

《判定基準》○：有 ×：無 −：トイレが設置されていない場合

手摺り付き小便器

《判定基準》○：有 ×：無 −：トイレが設置されていない場合

車いす用トイレ

・車いす使用者が利用可能なスペースが確保されているトイレ

《判定基準》○：有 ×：無 −：トイレが設置されていない場合

オストメイト対応トイレ

・オストメイト※がストーマ（人工肛門・人工膀胱）につけたパウチ（便や尿を溜める袋）を洗浄や取替ができる
ように汚物流し等が設置されているトイレ

※臓器不良などにより腹部にストーマを造設している人

《判定基準》○：有 ×：無 −：トイレが設置されていない場合

⑤エレベーター

一般用エレベーター

《判定基準》○：有 ×：無 −：平屋のため設置されていない場合

車いす用エレベーター

《判定基準》○：有※ ×：無 −：平屋のため設置されていない場合

※1一般用エレベーターとの兼用も「○」

※2身体障害者用エレベーターの基準を満たさない場合であっても車椅子利用者が利用可能であれば「○」

階段の手すり

《判定基準》○：有 ×：無 −：平屋のため設置されていない場合

【特定事業の概要について】(P35)

①公共交通特定事業

(1) 特定旅客施設（※₁）内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

例) 駅舎・バスターミナル等にエレベーター、エスカレーターの設置

(2) (1) に掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

例) エレベーターまでの経路の拡幅、出入口の拡幅、点字ブロックの敷設

(3) 特定車両（※₂）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化に必要な事業

例) バス車両をノンステップバス、ワンステップバス、リフト付きバスに変更する。

※₁ ①～④のいずれかに該当する旅客施設

①一日当たりの平均的な利用者の人数が 5000 人以上の旅客施設（駅・バスターミナル等）

②一日当たりの平均的な利用者の人数×市の高齢化率（国勢調査数値等から算出）>5000 人×全国の高齢者率

③一日当たりの平均的な利用者の人数×市の障害者率>5000 人×全国の障害者率

④移動円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる旅客施設

※₂ バス事業者・タクシー事業者等が使用する車両

②道路特定事業

(1) 道路の新設又は改築に当たる事業で、歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

例) 歩道に融雪設備の設置

(2) 道路の新設又は改築に当たる事業で、歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の課僚に関する事業

例) 電線共同溝による実質的な歩道の拡幅、歩道の塗装を滑りにくい塗料に変更

③路外駐車場特定事業

特定路外駐車場（※₃）において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業

例) 特定路外駐車場に車椅子専用駐車場を設置する。

※₃ 道路の路面外に設置される自動車駐車場で一般公共の用に供されるもの内、駐車の用に供する面積が 500 m²以上でかつ、駐車料金を徴収するもの。

④都市公園特定事業

都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設（※₄）の整備に関する事業

例) 都市公園のトイレのバリアフリー化

※₄ 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設

例) 休憩所、便所、駐車場、水飲み場、手洗い場、園路及び広場等 計 12 施設

⑤建築物特定事業

特別特定建築物（※₅）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設（※₆）の整備に関する事業

特別特定建築物を除くその全部又は一部が重点生活関連経路である特定建築物（※₇）における生活関連経路の移動等円滑化に必要な建築物特定施設の整備に関する事業

例) 公立小学校にスロープを設置

例) 大学の校門前と重点生活関連経路との段差にスロープを設置

※₅ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。

例) 公立の小中学校・支援学校、病院または診療所、不特定かつ多数の者が利用する官公署等 計 19 施設

※₆ 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令に定まるもの

例) 傾斜路、ホテル等の客室等 計 10 施設

※₇ 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むもの

例) 高校・大学、卸売市場、保育所等 計 22 施設（特別特定建築物との重複多數）

⑥交通安全特定事業

高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路表示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業

違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な重点生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

例) 音響式信号機の設置

⑦教育啓発特定事業

市町村または施設設置管理者が実施する移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

市町村または施設設置管理者が実施する移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

例) 学校での障害者体験等のバリアフリー教室

例) イベントや講座を活用した高齢者や障害者への理解の増進

例) 高齢者や障害者等を支える人材を確保するための普及啓発活動

例) 高齢者や障害者への理解または協力を推進するための社員教育